

新たに家を建てる方、増改築する方へ

町内産木材の利用により

最大 100 万円を補助します！

補助対象者

- ①定住する目的で住宅を新たに建築する又は増改築する者であり、かつ、その住宅において5m³以上の町産木材を新たに使用する者。
- ②補助対象者及び世帯の全員が町税等の納付すべき金銭を滞納していないこと。
- ③生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けていないこと。
- ④日本国籍を有していること。

補助条件

- ①町内建築業者により木造で建築された住宅。
- ②建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項で規定する申請書の受理日が令和5年4月1日以降であること。
- ③支倉清水向宅地分譲地内の建築ではないこと。
- ④補助金の交付は当該年度において一戸の住宅につき1回限りとする。

補助金額

町内産木材を使用

- ①10m³以上使用…100万円
- ②7.5m³以上使用…90万円
- ③5m³以上使用…80万円

提出書類

①工事着手前

- 申請書 事業計画書 収支予算書
誓約書 税の滞納が無いことを証明する書類（世帯全員）

②工事完了後

- 実績報告書 事業実績書
収支精算書 補助金請求書

問い合わせ先

川崎町役場農林課 林業係

TEL 0224-84-2304

詳しくは、右の二次元コードから、町のホームページをご確認ください。

